



御企第218号
平成22年6月11日

九州農政局長様

御船町長 山本孝二



地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止に伴う交付金返還
について（お願い）

このことについては、平成22年4月27日付け御企第79号で報告しました交付金返還に基づき事務手続きを進めて参りましたが、下記の事由により交付金返還の執行手続きに平成22年9月30日まで猶予をいただきますようお願い致します。

なお、猶予中において会社側より返還が行われた時或は、百条委における調査が終了した後は速やかに返還に向けての事務手続きを取らせていただきます。

記

＜事由＞

1. 町議会において本件に伴う、地方自治法第百条に基づく調査特別委員会「百条委員会」が設置され、同委員会の調査終了期限（平成22年9月30日）まで、町が自主的に交付金の返還をするための補正予算が上程されないよう、町議会議長より町に要望書が提出されていること。
2. 上記の事における現状下では、交付金の自主返還に向けた補正予算の上程並びに可決が極めて困難であること。

21九整第1359号



事務連絡
平成22年5月24日

御船町議会議長 田中隆敏 様

九州農政局整備部地域整備課長

白石 喜



御船町バイオマス資源利活用事業に関する質問事項について(回答)

平成22年5月14日付け御議第68号により質問のあった事項について、下記のとおり回答いたします。

記

質問事項	回答
平成22年4月7日の議会において山本町長が発言した「利子発生」の問題に関する ①国と町の話し合いの中で、平成22年4月7日の時点で利子が発生する状況にあったのか。	4月7日の時点では、国に対し御船町から自主返還を行うとの説明がなされていたため、利子が発生するという状況ではなかった。
②どの時点から利子が発生するという話合いが行われていたのか。	御船町から自主返還を行うという説明がなされていたため、利子の発生に関する話合いは行っていない。 ただし、農政局から御船町に対し、一般論として自主返還ではなく適正化法が適用されれば加算金が発生することもあり得るとの説明は行っている。

九整第 681号

平 22.5.14 売

九州農政局



御議第 68 号

平成 22 年 5 月 14 日

農林水産省九州農政局

局長 宮本敏久 様

御船町議会議長 田中 隆敏



御船町バイオマス資源利活用事業に関する質問事項について（依頼）

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のことと存知上げます。

また、御船町で進められてきた御船町バイオマстаウン構想における竹のマテリアル利用及びエネルギー利用事業について、ご尽力賜りましたこと、厚く感謝申し上げます。

さて、当議会では、国の補助事業の中止に伴い、地方自治法第 100 条の規定に基づき、調査特別委員会を設置し調査を行っておりますが、去る平成 22 年 4 月 7 日の議会において、山本孝二御船町長は「町が自主返納する意思を示したい」として約 3 億円の補正予算を上程しました。その審議中に「今日、この議案が可決されないと約 3,700 万円の利子が発生する。」と答弁しました。

つきましては、この答弁にかかる内容について、事実確認を行いたいと考えておりますので、下記のことについて、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

(質問事項)

1 平成 22 年 4 月 7 日の議会において山本町長が発言した「利子発生」の問題について

- ① 国と町の話し合いの中で、平成 22 年 4 月 7 日の時点で利子が発生する状況にあったのか。
- ② どの時点から利子が発生するという話合いが行なわれていたのか。

なお、ご多忙中とは思いますが、平成 22 年 5 月 31 日（月）までに文書にてご回答いただきますようよろしくお願いいたします。





御議第 66 号

平成 22 年 5 月 14 日

農林水産省九州農政局

局長 宮本敏久 殿

御船町議会議長 田中 隆敏



要望書の提出について

のことについて、別紙のとおり要望書を提出いたします。



御船町バイオマстаун構想における竹のマテリアル利用及びエ
ネルギー利用事業に関する要望書

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のことと存知上げます。

また、御船町で進められてきた御船町バイオマстаун構想における竹のマテリアル利用及びエネルギー利用事業について、ご尽力賜りましたこと、厚く感謝申し上げます。

現在、当議会では、国の補助事業が中止になったことを重く受け止め、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を平成22年4月7日に設置し、同委員会において、計画主体である御船町の事務に関して、また交付金の使途と事業主体の資金調達について調査、原因を究明している状況です。

つきましては、その状況をご理解いただき、調査期間中において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第18条補助金返還の執行を行わないようお願い申し上げます。

調査期間

調査が終了するまで

(終了予定日 平成22年9月30日)

平成22年5月14日

御船町議会議長 田中 隆敏



農林水産省九州農政局長 宮本敏久 殿

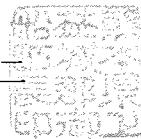


御企第 79 号

平成 22 年 4 月 27 日

九州農政局長 様

御船町長 山本 孝二



地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止に伴う交付金の返還
について

平成 22 年 3 月 12 日付け御企第 951 号で報告しましたのことについて、下記の事由に
より再度返還日の延期をお願いいたします。

記

<事由>

1. 交付金返還に伴う予算措置について

平成 22 年 4 月 7 日「平成 22 年度第 1 回定例議会」に上程した返還に向けた補正予
算は、「会社からの返還無しでは納得できない」或は、「住民への謝罪や説明不足」と
の意見もあり、賛成少数で否決となりました。

このことにより、返還金の予算計上に対する理解を求めるため、平成 22 年 4 月 21
日（水）より 30 日（金）までの予定で住民説明会を開催しているところです。

つきましては、可決へ向け再度補正予算を平成 22 年 5 月 10 日（月）に上程し、も
し否決の場合は、平成 22 年 5 月 20 日（金）までには再議を行い、予算案を可決し返
還したいと考えております。

2. 返還期日について

平成 22 年 6 月 15 日（火）までに返還の手続きを行います。

21 九整第 1359 号



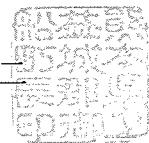


御企第 951 号

平成 22 年 3 月 12 日

九州農政局長 様

御船町長 山本 孝二



地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止に伴う交付金の
返還について（報告）

平成 22 年 3 月 5 付け 21 九整第 1359 号で通知のありましたこのことについて下記のとおり報告します。

記

1. 交付金返還に伴う予算措置並びに返還時期について

- 1) 予算措置 平成 22 年 4 月 9 日まで臨時議会による補正予算上程及び可決
- 2) 返還時期 平成 22 年 4 月 30 日まで
- 3) 返還額 金 292,793,000 円

21 九整第 /359 号



九州農政局起案用紙



文書記号番号		平成 21 年度 九整 第 /359 号			
接受	平成 22 年 2 月 18 日	分類番号	0301	保存期間	5 年
登録	平成 22 年 2 月 18 日	決裁委任根拠			
起案	平成 22 年 2 月 18 日	記 事			
決裁	平成 22 年 3 月 5 日				
施行	平成 22 年 3 月 5 日				
完結	平成 年 月 日				
官報 掲載	平成 年 月 日 号				
件名	地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止について				
局 長 國 弘 次 長 企 画 調 整 室 長 調 整 官 総 務 部 長 総 務 部 次 長 会 計 課 長 整 備 部 長 田 上 部 次 長 事 業 管 理 調 整 官 設 計 課 長 地 域 整 備 課 長					
同 い					
このことについて、御船町長より平成 22 年 2 月 18 日付け御企第 883 号により地域 バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止について協議があり、内容審査の結果やむを 得ないものと考えられるので、別紙案により施行してよろしいか。					
起案者	田 中	担当係等	地域整備課集落排水係 (内線 4675)		

(案)

21九整第 号
平成22年 月 日

御船町長 殿

九州農政局長

地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止について

平成22年2月18日付け御企第883号で協議のあった事業実施計画の中止については、異議ありません。

なお、交付金の返還にあたっては、速やかに予算措置を行い、返還時期等について、文書で報告願います。

平成22年3月15日予定にて

21九整第1359号
平成22年 3月 5日

御船町長 殿

九州農政局長

地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止について

平成22年2月18日付け御企第883号で協議のあった事業実施計画の中止については、異議ありません。

なお、交付金の返還にあたっては、速やかに予算措置を行い、返還時期等について、平成22年3月15日までに文書で報告願います。

21九整第1359号

平 22.2.18 成

九州農政局



事業実施計画の変更（中止）

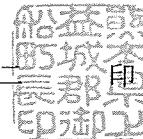
御企第883号

平成22年2月18日

九州農政局長 殿

御船町長

山本孝



地域バイオマス利活用交付金実施要綱第4の2に基づき、事業実施計画を変更（中止）
したいので、協議をお願いします。

地区名	御船地区（熊本県上益城郡御船町）				
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画 確定年月日	進捗率	
	平成20年度	平成20年度	平成22年2月9日	28%	
項目	現計画	変更計画		増△減	備考
事業費	2,053,224千円	0円		△2,053,224千円	
工期	平成20年度～21年度	一			
変更の要旨	別紙のとおり				
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由
別	紙	の	と	お	り



別紙

1. 変更の要旨及び理由

本事業は、平成20年度に着手し、平成21年度で完了する計画で進めていたが、事業実施主体である御船竹資源開発㈱が調達すべき自己資金部分の融資協議が難航し、現在まで融資が確定していない状況である。平成21年度の期限が迫り、交付金を活用した事業継続を断念するための中止協議を行うものである。

(経緯)

本事業は、事業実施主体を御船竹資源開発㈱、同計画主体を御船町として平成20年10月27日付けで、平成20年度（平成19年度繰越予算）～21年度の2ヶ年継続事業として、平成23年4月操業開始を目標に事業計画の申請を九州農政局長へ提出した。

本事業の内訳は、全体事業費（当初）を2,053,224,000円とした。その財源については国からの交付金1,026,612,000円（事業費の1/2）の交付を受け、残りの1/2は自己資金として、政府系金融機関等の融資を受けて事業の実施を行う計画であった。

まず平成20年度事業の事業実施計画書を平成20年10月27日付け九州農政局長へ提出し、事業着手可能な交付決定の通知を平成20年12月18日に受け、翌1月29日に事業の着手をした。

同時に自己資金の確保のため政府系金融機関へ融資の協議を平成20年11月から始め翌1月9日に事業計画書の提出を行った。この間融資先より事業内容についての詳細な説明が求められ随時資料等をもって回答してきた。

ところが、平成21年2月16日に融資先である日本政策金融公庫より融資できない旨の連絡があり、また同様に同月18日に協調融資先として協議をしていた市中銀行からも融資が出来ない旨の連絡があったことを御船竹資源開発㈱より報告を受けた。

以上の結果を踏まえて、御船町及び御船竹資源開発㈱は今後の事業遂行に伴う資金の調達について役員を召集し協議を行った。

この協議の結果、事業を断念する方向への意見もあったが、ほとんどの役員及び計画主体である町の本事業継続の意志は強く、御船竹資源開発㈱において自己資金調達のため新たな融資先の確保に当たることとなった。

この間、融資先からの指摘事項等であった入口論（供給元）については、竹産業に携わっておられる住民や団体と竹伐採やそれに伴う搬入搬出作業の詳細な把握と現地調査を行い、出口論（需要先）についても納入先への材料供給に伴う受け入れの覚書を交わすなど、この事業の運営が継続的に成り立つ事業であるとの確証をとり、町も御船竹資源開発㈱と協力しながら融資を受けるための資料等を作成し協議を行ってきた。

しかし、現在のところ自己資金確保が出来ておらず、平成21年度の期限が迫り、交付金事業としての事業継続を断念せざるを得ない状況となった。

今後、事業実施主体である御船竹資源開発㈱からすでに交付をした地域バイオマス利活用交付金について平成22年3月31日までに返還を受けることとなっており、町としましては、返還があり次第、速やかに交付金返還にかかる予算措置のための町議会を開催し、交付金返還を行うこととしておりますので、返還の期日につきましてはご配慮願いますようお願い致します。

2. 変更項目及び要件

竹資源を活用したマテリアル（床材、竹綿、竹粉末、竹綿プラスチックシート）生産及びバイオマスボイラによるエネルギー変換事業の実施に向けて、突板生産設備、竹綿生産設備、微粉碎設備、竹綿プラスチックシート製造設備、バイオマスボイラ設備の導入及び竹マテリアル工場等の建設を計画していたが、上記の理由により交付金事業での事業継続を断念することとなり、現計画額を全額減額する。

(単位：千円)

変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由
	突板生産設備	305,866	0	△305,866	上記のとおり
	竹綿生産設備	659,489	0	△659,489	
	前処理設備	11,150	0	△11,150	
	ユーティリティ設備	37,568	0	△37,568	
	バイオマスボイラ設備	200,000	0	△200,000	
	竹マテリアル工場	600,000	0	△600,000	
	竹林管理・収集運搬用設備	239,151	0	△239,151	

3. 計画主体（御船町）としての今後のバイオマス利活用に関する考え方

本町においては、これまで森林組合や地元NPO法人等との連携の下、町内に豊富にある竹林を有効なバイオマス資源として捉え、放置竹林の適正管理や竹資源の有効活用に向けた検討を重ねてきた。そして平成20年4月30日に竹資源の有効利活用を中心とした「御船町バイオマстаウン構想」を公表し、その実現化に向けた取り組みを進めてきた。今回の事業計画は、このバイオマстаウン構想実現に向け、町内に豊富にある未利用のバイオマスである竹資源の利活用を図るための取り組みであり、放置竹林の対応に苦慮する全国の自治体や新たな事業展開・製品開発等を模索する企業等からの注目度も高く、また、竹林所有者をはじめとする町民の期待も非常に大きいことから、町としても積極的に支援してきた経緯もあり補助事業中止は非常に残念である。

しかし、本事業の実施主体である御船竹資源開発㈱の事業成功に向けた意志は強く、本事業を支援する新たな企業等の資本参加も予定されており、新体制での事業継続について、先般の役員会においても確認されたところである。

町としても、バイオマスの有効利活用に向けた取り組みは、町長マニフェストの項目の一つであり、また放置された竹林の解消或は本事業効果による地域活性化を望む地元住民からの期待は非常に高いものがあるため、町の重要施策の一つとして、今後も、御船町バイオマстаウン構想の実現に向け、これまでの取り組みを無駄にすることなく、竹資源の有効利活用に向けた取り組みを民間企業と協力の下、引き続き積極的に進め、里山の再生、新たな産業と雇用の創出につなげ、中山間地域の活性化と循環型社会の構築に取り組んでいくことしたい。



御企第964号
平成21年3月30日

九州農政局長様

御船町長 山本孝二



地域バイオマス利活用交付金事業にかかる現在の状況について(報告)

地域バイオマス利活用交付金事業にかかる現在の状況について下記のとおり報告します。

記

竹バイオマス事業の継続について

御船町バイオマстаун構想に基づく竹のバイオマス事業については、町内に繁茂する未利用バイオマスの新しい利活用を図るための取り組みであり、放置竹林の対応に苦慮する全国自治体に示す新たな事業展開の模索であり、地域の住民の期待はもちろん企業からも注目を頂き、町としても、過疎化が進む中山間地の活性化対策として非常に期待が持てる取り組みとして位置づけ、町において事業の支援を積極的に行なっているところです。

御船町竹資源開発㈱より継続して融資の交渉を行っており、町としても融資がなされるものと確信しております。

町としては上記のような町の活性化に大いに期待できるこの事業をぜひとも進めて住民の期待に沿いたいと考えております。

